

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告 株式会社計測リサーチコンサルタント

## 第22準備書面

令和5年4月27日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

### 第1 事実

- 1 本件プログラム5について、原告は、2003年11月6日メールにて、「こちらの最新のソースコードを添付しますが、貴社で手を加えられている様でしたら、上記の箇所を追加してみてください。」と、被告が本件プログラム5を改変することを許諾している。  
したがって、被告は、2016年10月頃に著作権侵害主張を受けるまで、原告から本件プログラム5の利用について許諾を受けていた。
- 2 本件プログラム1から4及び6は、この本件プログラム5の利用期間中に被告業務のために制作されたものであるところ、その利用について、被告は2016年10月頃まで原告から著作権侵害主張を受けなかった。
- 3 本件プログラム1及び2は、訴外ゼネコンA社の独自工法での被告の計測業務にて使用するものであり、そのことを原告は認識

していた。

- (1) 計測現場毎によって本件プログラム1の測点数等は変わるところ、原告は、2014年12月10日メールにて、本件プログラム1は測点数等が変わっても対応できる汎用的なプログラムになっていると被告担当者へ連絡している。

したがって、被告は、本件プログラム1を複数の現場で利用することについて、原告から許諾を受けていた。

- (2) また、本件プログラム2は、本件プログラム1で計測したデータを元に帳票を作成するプログラムであり、したがって、複数の現場で使用されることが前提となっていた。

## 第2 評価

以下は評価の主張となる。

原告は、被告の関係会社である訴外広島測器株式会社の出身で被告従業員であったこともあり、被告の業務内容を把握していた。

また、本件プログラムは全て、被告が原告へ貸与した被告所有のパソコンにて制作されている。つまり、本件プログラムは、被告以外の第三者へ販売するために制作されたものではなく、全て、被告業務の利用のために制作されたものである。

このように、本件プログラムは全て、被告業務の利用のために制作されたものであるところ、原告の許諾が存在しなければ、そもそも被告は本件プログラムを利用できない。原告は、2016年10月頃に著作権侵害主張をするまで、被告の本件プログラムの利用について制限を設定しなかった。したがって、被告は、2016年10月頃まで、被告業務で利用する限り、本件プログラムの利用について原告から黙示の許諾を得ていた。

以 上